

監第 3781 号の 2

令和 3 年 1 月 28 日

(一社) 新潟県建設業協会会長様
(一社) 新潟県建設産業団体連合会会長様
新潟県電気工事工業組合理事長様
(一社) 新潟県空調衛生工事業協会会長様
(一社) 新潟県建築組合連合会会長様
(一社) 新潟県建設専門工事業団体連合会会長様
(一社) 新潟電設業協会会長様
(一社) 新潟県公園緑地建設業協会会長様
(一社) 新潟県解体工事業協会会長様

新潟県土木部長

建設工事における最低制限価格等の設定に係る読替えについて（通知）

建設工事における最低制限価格等の設定について、令和 3 年 1 月 22 日付け監第 3735 号の 2 で通知のとおりですが、一般土木工事の諸経費体系と異なる工事については、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

担当：土木部監理課建設業室

電話：025-280-5386



(別紙) 読替表

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
鋼橋製作架設工事	直接工事費（工場製作） ＋直接工事費（架設工事）	間接労務費＋共通仮設費	工場管理費＋現場管理費	
機械	直接製作費＋直接工事費	間接労務費＋共通仮設費	工場管理費＋現場管理費 ＋据付間接費＋設計技術費	
電気通信 （鉄塔・反射板工事を除く）	直接製作費＋直接工事費	間接労務費＋共通仮設費	工場管理費＋現場管理費 ＋機器間接費	機器単体費の一般管理費等 ＋工事費の一般管理費等
電気通信 （鉄塔・反射板工事）	工場塗装費＋材料費＋製作費 ＋架設工事原価の直接工事費	間接労務費＋共通仮設費	工場管理費＋現場管理費	
	ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。 「直接製作費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。			